

# 松本城址風致地区保全方針

平成29年2月2日

## 1 風致地区の特性及び課題

本地区は、松本城天守を中心とした二の丸及び外堀、片端町の総堀を区域とし、市民に安らぎを与える緑の拠点としての役割を担ってきた。

松本城本丸及び二の丸は、一部を除き昭和5年に史跡指定され、その後、昭和29年に中央公園（平成14年に名称を松本城公園に変更）として都市計画公園に指定している。

北アルプス、美ヶ原高原等の山並みを背景に四季の変化をつくり出しており、春は満開の桜、初夏の藤の花、盛夏の堀の涼、秋の紅葉、そして冬の雪山の峰々と、四季を通じて歴史的建造物と調和した美しい眺望景観が形成されている。今後も、地区内から望む美しい東西眺望景観を保全すると共に、地区の外から眺める景観にも配慮した公園の整備や樹木の管理が必要となる。

歴史的遺産である松本城天守5棟は、天守を中心に乾小天守、渡櫓、辰巳附櫓、月見櫓の5つの建物で構成されている。現存する5重6階の天守としては最古であり、日本を代表する城郭建築である。昭和11年には「国宝保存法」により旧国宝に指定され、さらに、同27年に「文化財保護法」により国宝に再指定されている。明治以降には取り壊しや倒壊の危機を迎えたが、そのたびに市民が力を合わせ保存されてきた全国でも稀にみる人々に愛され続ける城郭であると言える。

また、隣接して松本城主戸田康長を祀った松本神社や社叢<sup>しゃそう</sup>があり、敷地内の井戸から湧き出る清らかな湧水は、多くの人に親しまれ、その流れは重厚な城郭と調和した歴史的景観を形成している。

第1種風致地区は、市民の理解と協力によって整備されてきた歴史的景観の維持向上のため、明治時代以降に失われた、松本城の城郭を形成していた建造物、堀等について史実に基づいた整備を行うとともに、市民が集い憩える公園整備に取り組む必要がある。

第2種風致地区は、風致地区指定当時に総堀であった区域が埋め立てられ、駐車場や住宅用地として利用されているが、松本城内という認識を共有し、趣ある街並みを形成する必要がある。

## 2 保全目標

種別	目標
第1種	(1) 松本城公園内の歴史的建造物、堀や樹木及び東西の山並みが調和した良好な眺望景観の醸成 (2) 市民が憩える緑豊かな公園機能を備えた重厚な城郭の整備と、史実に基づいた歴史的景観の形成
第2種	周辺住環境と調和した趣ある街並みの形成

### 3 規制に関する方針

行為の許可等にあたっては、条例に規定した許可基準に基づくとともに、風致を維持するため以下の方針に沿った運用を図る。

種 別	方 針
共 通	松本城内に相応しい佇まいとするため、「史跡松本城保存活用計画」、「松本市景観計画」等の関係計画及び住民発意のまちづくり協定と不整合な行為を制限する。
第1種	(1) 東西眺望景観や地区外からの眺めを阻害する建築物や工作物の設置を制限する。 (2) 樹木の伐採は、眺望景観の醸成及び史跡の保全・整備のため、やむを得ない場合の行為のみに制限する。

### 4 風致を維持・創出するための施策の方針

種 別	方 針
第1種	(1) 東西眺望景観や地区外からの眺めに配慮した適正な樹木管理を推進する。 (2) 市民の理解と協力を得た歴史的景観整備と市民が集い憩える公園整備を推進する。
第2種	市民への風致地区に関する情報提供、敷地緑化や湧水等の特色を活かした空間整備を推進する。

# 松本城址風致地区

